

病院の病床種別ごとの主な基準

項目	定義	入院患者に係る 人員配置基準		構造設備基準					
		職種	現行	必置施設	病室面積 (1人当たり)	廊下幅			
一般病床	精神病床, 感染症病床, 結核 病床, 療養病床以外の病床	医師	16:1	<ul style="list-style-type: none"> ・各科専門の診察室 ・手術室 ・処置室 ・臨床検査施設 ・エックス線装置 ・調剤室 ・診療に関する諸記録 ・分娩室及び新生児の入浴施設 ・給食施設 ・消毒施設 ・洗濯施設 ・消火用の機械又は器具 	6.4㎡以上	片側居室	1.8m		
		看護職員	3:1			両側居室	2.1m		
		看護補助者	-						
		薬剤師	70:1						
		旧基準						既設	既設
		医師	16:1				1人部屋	片側居室	1.2m
		看護職員	4:1				6.3㎡以上	両側居室	1.6m
看護補助者	-		その他	両側居室	1.6m				
薬剤師	70:1		4.3㎡以上	両側居室	1.6m				
療養病床	精神病床, 感染症病床, 結核 病床以外の病床であって, 主 として長期にわたり療養を必 要とする患者を入院させるた めの病床	医師	48:1	<ul style="list-style-type: none"> ・一般病床の必置施設に加 ・機能訓練室 ・談話室 ・食堂(1人当たり1㎡以上) ・浴室 	6.4㎡以上	片側居室	1.8m		
		看護職員	4:1			両側居室	2.7m		
		看護補助者	4:1						
		薬剤師	150:1						
		旧基準						既設	既設
		医師	48:1				1人部屋	片側居室	1.2m
		看護職員	6:1				6.3㎡以上	両側居室	1.6m
看護補助者	6:1		その他	両側居室	1.6m				
薬剤師	150:1		4.3㎡以上	両側居室	1.6m				
精神病床	精神疾患を有する者を入院さ せるための病床	医師	48:1	一般病床の必置施設に加え, 精神疾患の特性を踏まえた適 切な医療の提供及び患者の 保護のために必要な施設	6.4㎡以上	片側居室	1.8m		
		看護職員	4:1			両側居室	2.7m		
		看護補助者	-						
		薬剤師	150:1						
		旧基準						既設	既設
		医師	48:1				1人部屋	片側居室	1.2m
		看護職員	6:1				6.3㎡以上	両側居室	1.6m
看護補助者	-		その他	両側居室	1.6m				
薬剤師	150:1		4.3㎡以上	両側居室	1.6m				
感染症病床	感染症法に規定する一類感 染症, 二類感染症, 新型イン フルエンザ等感染症及び指 定感染症の患者並びに新感 染症の所見のある者を入院さ せるための病床	医師	16:1	一般病床の必置施設に加え, <ul style="list-style-type: none"> ・機械換気設備 ・感染予防のためのしゃ断そ の他必要な施設 一般病床に必置とされる施設 の消毒施設のほかに必要な消 毒設備	6.4㎡以上	片側居室	1.8m		
		看護職員	3:1			両側居室	2.1m		
		看護補助者	-						
		薬剤師	70:1						
		旧基準						既設	既設
		医師	16:1				1人部屋	片側居室	1.2m
		看護職員	4:1				6.3㎡以上	両側居室	1.6m
看護補助者	-		その他	両側居室	1.6m				
薬剤師	70:1		4.3㎡以上	両側居室	1.6m				
結核病床	結核の患者を入院させるた めの病床	医師	16:1	一般病床の必置施設に加え, <ul style="list-style-type: none"> ・機械換気設備 ・感染予防のためのしゃ断そ の他必要な施設 一般病床に必置とされる施設 の消毒施設のほかに必要な消 毒設備	6.4㎡以上	片側居室	1.8m		
		看護職員	4:1			両側居室	2.1m		
		看護補助者	-						
		薬剤師	70:1						
		旧基準						既設	既設
		医師	40:1				1人部屋	片側居室	1.2m
		看護職員	6:1				6.3㎡以上	両側居室	1.6m
看護補助者	-		その他	両側居室	1.6m				
薬剤師	150:1		4.3㎡以上	両側居室	1.6m				

※1 「医療法等の一部を改正する法律」(平成12年12月6日公布, 平成13年3月1日施行)により, 病床種別(その他の病
床→療養病床・一般病床), 人員配置基準, 構造設備基準が改正された。(既設は平成13年3月1日時点で開設許可を
受けているもの)

※2 精神病床は, 大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は100人以上の患者を
入院させるための施設を有し, その診療科名中に内科, 外科, 産婦人科, 眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院(特定機能
病院を除く。)であつて, 精神病床を有するものは別の基準となるが, 本県に該当はない。(医療法施行規則第43条の2)

※3 必須施設のうち, 太字の施設は委託の場合緩和措置あり。

※4 病室面積及び廊下幅は, 内法で測定

※5 療養病床の病室定員は, 4人以下(他の病床に定員はない。)